

記入例①:産前産後休業に引続き育児休業に係る掛金免除を申出する場合

産前産後休業掛金免除(変更) 兼 育児休業等掛金免除申出書

組合員証 記号番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	組合員氏名	共済 花子	
所属所名	〇〇市役所	所在地	〇〇市〇〇町 1-2-3	
申出済 出産予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	単胎・多胎 の別	単胎	対象となる 子の出産年月日
			多胎	平成〇〇年〇〇月〇〇日
産前休暇初日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	産後休暇末日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
産前産後休業による掛金免除を申し出る期間				
申出済 免除期間初日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	申出済 免除期間末日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
変更後 免除期間初日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	変更後 免除期間末日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
育児休業等による掛金免除を申し出る期間				
育児休業等初日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	育児休業等末日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
上記のとおり、掛金の免除を申し出ます 茨城県市町村職員共済組合理事 平成〇〇年〇〇月〇〇日				
承認された「産前休暇」が43日以上の方について、 出産日が早まった場合はその日数分変更します。出 産日が遅くなった場合は変更しません。				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めま 平成〇〇年〇〇月〇〇日				
住所	〇〇市〇〇町 9-8-7			
氏名	共済 花子			
職名	〇〇市長			
氏名	〇〇 〇〇			

当初の「出産予定日」を記入します。

実際の「出産日」を記入します。
また育児休業等掛金免除について対象となる子の
の生年月日を記入します。

「出産予定日」と「対象となる子の出産年月日」が異なった場合に記入します。(同じ場合は不要。)

地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇として認められた期間

育児休業等掛金免除の申出の「新規」に○を付します。

育児休業等の掛金免除は3歳に達する日の翌日の属する月
の前月末日まで対象となります。

出産日が早まった場合はその日数分変更します。出産日
が遅くなった場合はその日数分延長されます。

添付書類

- ① 対象となる子の出産年月日がわかる書類
- ② 産前産後休業期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類
- ③ 育児休業等期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類

(備考)

- 産前産後休業による掛金免除を申し出る期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の
予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体
における特別休暇の産前産後休暇を取得した期間となります。
なお、掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の
翌日の属する月の前月までの期間となります。
- 育児休業等による掛金免除期間とは、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日
（最長で育児休業等に係る子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月までの期間となります。

記入例②:産前産後休業に係る掛金免除のみ申出する場合(出産日変更有)

産前産後休業掛金免除(変更) 兼 育児休業等掛金免除申出書

組合員証 記号番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	組合員氏名	共済 花子	
所属所名	○ ○ 市役所	当初の「出産予定日」を記入します。		
所在地	○ ○ 市 ○ ○ 町 1-2-3	実際の「出産日」を記入します。		
申出済 出産予定日	平成○○年○○月○○日	単胎・多胎 の別	(○) 単胎 (○) 多胎	対象となる 子の出産年月日
既に共済組合へ産前産後休業掛金免除申出書で申請した日付を記入します。				平成○○年○○月○○日
産前休暇初日	平成○○年○○月○○日	産後休暇末日	平成○○年○○月○○日	
産前産後休業による掛金免除を申し出る期間				
申出済 免除期間初日	平成○○年○○月○○日	申出済 免除期間末日	平成○○年○○月○○日	
変更後 免除期間初日	平成○○年○○月○○日	変更後 免除期間末日	平成○○年○○月○○日	
育児休業等による掛金免除を申し出る期間				(○) 新規 (○) 変更
育児休業等初日	平成 年 月 日	育児休業等末日	平成 年 月 日	
上記のとおり、掛金の免除を申し出ます。 茨城県市町村職員共済組合理事長 殿 平成○○年○○月○○日				
承認された「産前休暇」が43日以上の方について、 出産日が早まった場合はその日数分変更します。出 産日が遅くなった場合は変更しません。		住所	○ ○ 市 ○ ○ 町 9-8-7	
		氏名	共済 花子 (印) 印	
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めま 平成○○年○○月○○日		出産日が早まった場合はその日数分変更します。出産日 が遅くなった場合はその日数分延長されます。		
		職名	○ ○ 市長	
		所属所長 氏名	○ ○ ○ ○ (印) 印	

添付書類

- ① 対象となる子の出産年月日がわかる書類
- ② 産前産後休業期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類
- ③ 育児休業等期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類

(備考)

- ・ 産前産後休業による掛金免除を申し出る期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間となります。
 なお、掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間となります。
- ・ 育児休業等による掛金免除期間とは、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日（最長で育児休業等に係る子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月までの期間となります。

記入例③：産前産後休業に係る掛金免除のみ申出する場合(出産日変更無)

産前産後休業掛金免除(変更) 兼 育児休業等掛金免除申出書

組合員証 記号番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	組合員氏名	共済 花子		
所属所名	○○市役所	当初の「出産予定日」を記入します。		実際の「出産日」を記入します。	
所在地	○○市○○町 1-2-3				
申出済 出産予定日	平成○○年○○月○○日	単胎・多胎 の別	<input checked="" type="radio"/> 単胎 <input type="radio"/> 多胎	対象となる 子の出産年月日	平成○○年○○月○○日
地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇として認められた期間					
産前休暇初日	平成 年 月 日	産後休暇末日	平成 年 月 日		
産前産後休業による掛金免除を申し出る期間					
申出済 免除期間初日	平成 年 月 日	申出済 免除期間末日	平成 年 月 日		
変更後 免除期間初日	平成 年 月 日	変更後 免除期間末日	平成 年 月 日		
育児休業等による掛金免除を申し出る期間					<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 変更
育児休業等初日	平成 年 月 日	育児休業等末日	平成 年 月 日		
上記のとおり、掛金の免除を申し出ます。 茨城県市町村職員共済組合理事長 殿 平成○○年○○月○○日 住所 ○○市○○町 9-8-7 申出者 氏名 共済 花子 <input checked="" type="radio"/> 印					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成○○年○○月○○日 職名 ○○市長 所属所長 氏名 ○○ ○○ <input type="radio"/> 印					

添付書類

- ① 対象となる子の出産年月日がわかる書類
- ② 産前産後休業期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類
- ③ 育児休業等期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類

(備考)

- ・ 産前産後休業による掛金免除を申し出る期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休暇を取得した期間となります。
なお、掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間となります。
- ・ 育児休業等による掛金免除期間とは、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日（最長で育児休業等に係る子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月までの期間となります。

記入例④：産前休業が無く、産後休業に係る掛金免除のみ申出する場合

産前産後休業掛金免除(変更) 兼 育児休業等掛金免除申出書

組合員証 記号番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	組合員氏名	共済 花子		
所属所名	○○市役所	当初の「出産予定日」を記入します。		実際の「出産日」を記入します。	
所在地	○○市○○町 1-2-3				
申出済 出産予定日	平成○○年○○月○○日	単胎・多胎 の別	<input checked="" type="radio"/> 単胎 <input type="radio"/> 多胎	対象となる 子の出産年月日	平成○○年○○月○○日
地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇として認められた期間					
産前休暇初日	平成 年 月 日	産後休暇末日	平成○○年○○月○○日		
産前産後休業による掛金免除を申し出る期間					
申出済 免除期間初日	平成 年 月 日	申出済 免除期間末日	平成 年 月 日		
変更後 免除期間初日	平成○○年○○月○○日	変更後 免除期間末日	平成○○年○○月○○日		
育児休業等による掛金免除を申し出る期間					<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 変更
育児休業等初日	平成 年 月 日	育児休業等末日	平成 年 月 日		
上記のとおり、掛金の免除を申し出ます。					
産後休業に係る掛金免除の申出のみの場合は「対象となる子の生年月日」が変更後免除期間初日となります。					
平成○○年○○月○○日					
住所		○○市○○町 9-8-7			
申出者		氏名		共済 花子 <input checked="" type="radio"/> 印	
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。					
平成○○年○○月○○日					
所属所長		職名		○○市長 <input type="radio"/> 印	
		氏名		○○ ○○	

添付書類

- ① 対象となる子の出産年月日がわかる書類
- ② 産前産後休業期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類
- ③ 育児休業等期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類

(備考)

- ・ 産前産後休業による掛金免除を申し出る期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休暇を取得した期間となります。
なお、掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間となります。
- ・ 育児休業等による掛金免除期間とは、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日（最長で育児休業等に係る子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月までの期間となります。

記入例⑤:育児休業に係る掛金免除のみ申出または変更する場合

産前産後休業掛金免除(変更) 兼 育児休業等掛金免除申出書

組合員証 記号番号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	組合員氏名	共済 花子		
所属所名	○○市役所		育児休業等掛金免除について対象となる子の生年月日を記入します。		
所在地	○○市○○町 1-2-3				
申出済 出産予定日	平成 年 月 日	単胎・多胎 の別	<input checked="" type="radio"/> 単胎 <input type="radio"/> 多胎	対象となる 子の出産年月日	平成○○年○○月○○日
地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇として認められた期間					
産前休暇初日	平成 年 月 日	産後休暇末日	平成 年 月 日		
産前産後休業による掛金免除を申し出る期間					
申出済 免除期間初日	平成 年 月 日	申出済 免除期間末日	平成 年 月 日		
変更後 免除期間初日	平成 年 月 日	免除期間末日	平成 年 月 日		
育児休業等による掛金免除を申し出る期間					<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 変更
育児休業等初日	平成○○年○○月○○日	育児休業等末日	平成○○年○○月○○日		
上記のとおり、掛金の免除を申し出ます 茨城県市町村職員共済組合理事 平成○○年○○月○○日		育児休業等の掛金免除は3歳に達する日の翌日の属する月の前月末日まで対象となります。 延長・短縮の場合は変更後の日付を記入します。			
住所		○○市○○町 9-8-7		印	
申出者		氏名 共済 花子		印	
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。					
平成○○年○○月○○日		職名 ○○市長		印	
所属所長		氏名 ○○ ○○		印	

添付書類

- ① 対象となる子の出産年月日がわかる書類
- ② 産前産後休業期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類
- ③ 育児休業等期間の掛金免除を申し出る場合は、当該特別休暇が承認されたことを確認できる書類

(備考)

- ・ 産前産後休業による掛金免除を申し出る期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休暇を取得した期間となります。
 なお、掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間となります。
- ・ 育児休業等による掛金免除期間とは、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日（最長で育児休業等に係る子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月までの期間となります。